

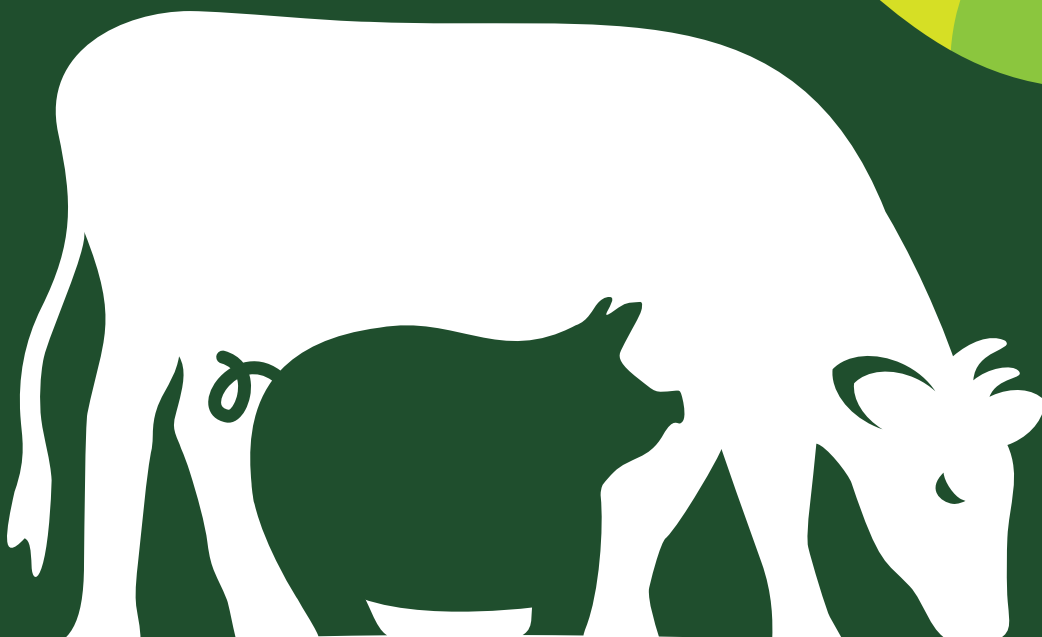
令和3年度  
～令和5年度

家畜防疫互助事業に参加いただいている農家の皆様へ

「口蹄疫、豚熱等」の発生を未然に防ぐため

# 飼養衛生管理基準を 遵守しましょう！！！！

飼養衛生管理基準の遵守が不十分な場合は、  
互助金が減額又は支払われない場合があります。



公益社団法人 中央畜産会

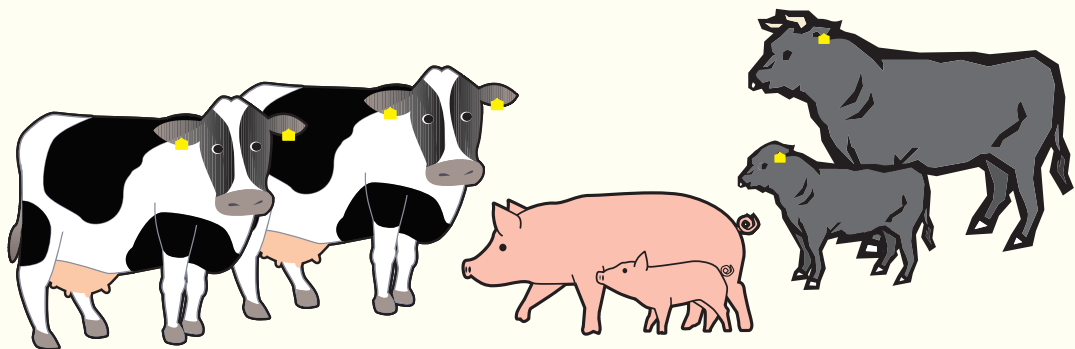
〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2(第2DICビル9階)  
TEL 03-6206-0833 FAX 03-5289-0890

# 飼養衛生管理基準とは

飼養衛生管理基準は、口蹄疫や豚熱、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の衛生管理の方法について家畜の所有者が遵守すべき基準として農林水産大臣が定めたものです。

この飼養衛生管理基準は全畜種で定められており、最近の豚熱の発生や鳥インフルエンザの発生等を踏まえ、令和3年9月に全畜種の基準が見直されています。

農家の皆様は、お近くの家畜保健衛生所と緊密な連携を行い、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。



# 口蹄疫・豚熱等の侵入防止対策を徹底しましょう！！

## 口蹄疫

**異状を発見したら直ちに通報しましょう！**

- ・口唇や蹄の趾間に水疱形成
- ・感染初期から、唾液から多量のウイルスを排せつ
- ・発熱・流涎のない個体もいたの  
で注意



上顎口唇潰瘍



水疱が破れている

## 豚熱

**特徴的な症状が無く、気がつきにくい疾病です！**

発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等

**異状を発見したら直ちに通報しましょう！**

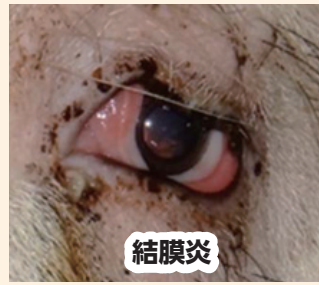
2018年9月以降  
日本で発生継続



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎

写真出典：岐阜県

重症例は後躯麻痺・運動失調・四肢の激しい痙縮などの神経症状、皮下出血による紫斑（耳翼、尾、腹部、内股部）を呈し死亡。

## アフリカ豚熱

病状は多岐に渡り、甚急性では突然死亡、急性では発熱が見られます。

**異状を発見したら直ちに通報しましょう！**

2018年8月以降  
中国で発生継続



死亡



紫斑

病状は多岐に渡り、甚急性、急性、亜急性、慢性の症状を示す。甚急性では突然死亡、急性では発熱(40~42℃)、皮下出血、脾臓の腫大、粘血便、紫斑等を呈し、死亡率は100%に近い。

写真出典：国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

詳細情報はこちら（農林水産省 HP）

飼養衛生管理基準について：



豚熱について：



アフリカ豚熱について：



# 予防対策の重要ポイント



## ① 人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・ 衛生管理区域、豚舎への出入りの洗浄・消毒の徹底
- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・ 人・物の出入りの記録
- ・ 飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、**攪拌しながら摂氏 90 度・60 分間以上又はこれと同等以上の加熱処理を徹底**

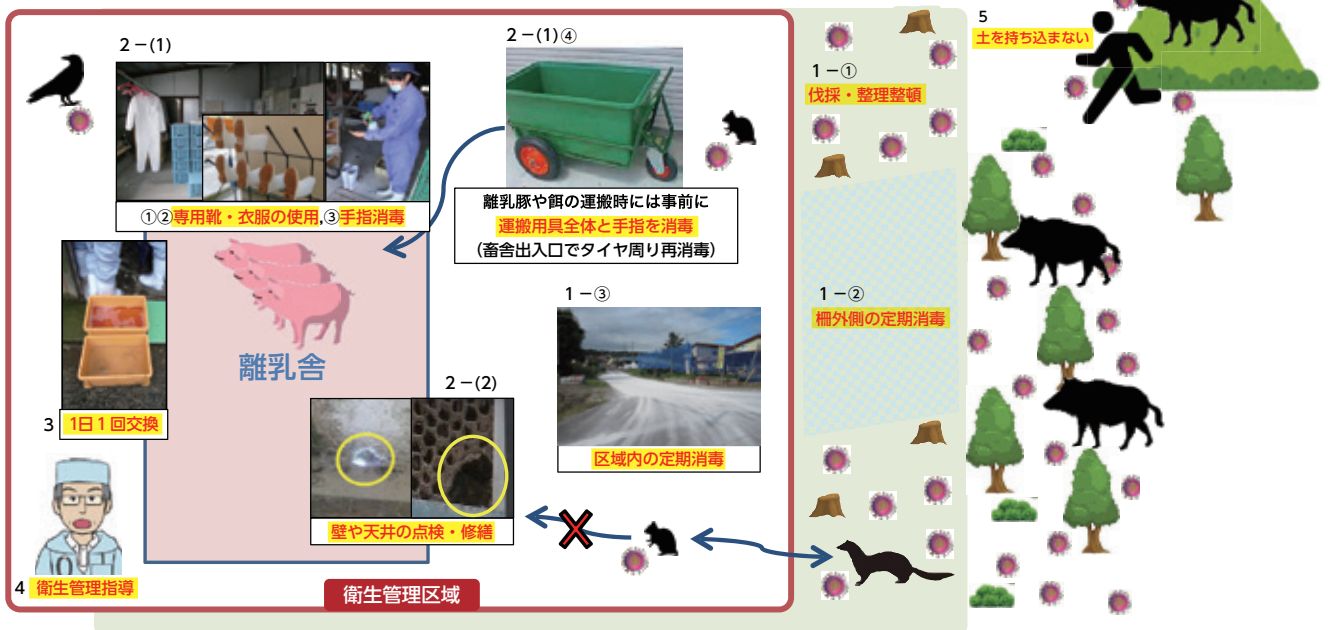
## ② 野生動物対策

- ・ 飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ・ 豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・ **死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管**

# 豚熱感染のしし生息エリアの養豚場における衛生対策のポイント

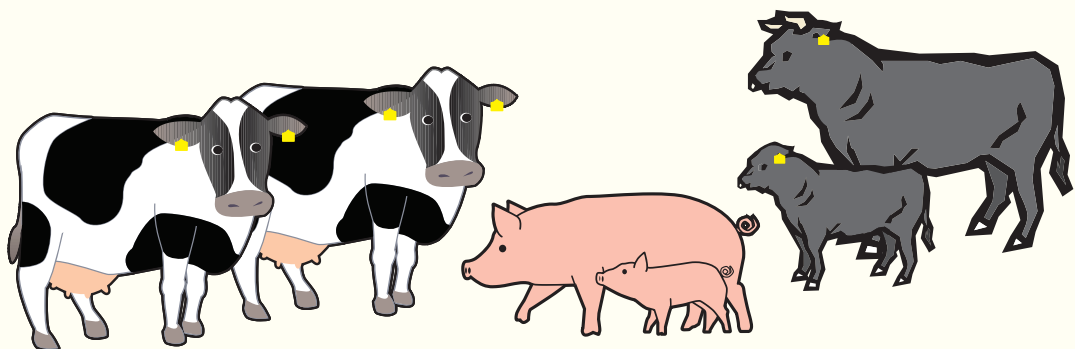
1. 農場周囲の消毒等
  - ① 農場周囲の餌場となりやすい場所や雑木林などのししが隠れる場所の伐採・整理整頓
  - ② 柵外側の定期的な消毒等により農場にのしし・ウイルスを近づけない
  - ③ 農場内へのウイルス侵入を想定した衛生管理区域内の定期的な消毒
2. 離乳舎における衛生管理
  - (1) 畜舎内用の①長靴の履き替え②衣服の更衣、③畜舎立入り時の手指消毒、④畜舎に持ち込む資材の消毒
  - (2) 畜舎へのネズミ等の侵入防止のため、壁や天井の点検及び修繕
3. 消毒液濃度及び交換頻度
4. 知事認定獣医師の教育
5. 山林等に入った際の注意
 

有機物の存在を前提とした適切な濃度の消毒薬、踏込消毒槽は1日1回は交換  
ワクチン接種のみならず衛生管理の指導を担えるよう家畜保健衛生所との連携体制を構築  
山林からウイルスを持ち帰らないため靴・衣服の土を山で落とし、帰宅後直ちに洗浄



# 家畜防疫互助事業のポイント

- この事業の対象となる家畜伝染病は、「口蹄疫」、「牛疫」、「牛肺疫」、「アフリカ豚熱」及び「豚熱」の5疾病です。
- 事業実施期間は令和3年度～5年度までの3年間です。
- 牛・豚（水牛及びいのししを含む。）を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は、家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- 飼養衛生管理基準の遵守が不十分な場合には、互助金が減額又は支払われない場合があります。また、互助金の交付後であっても、互助金の一部又は全部の返還を求められる場合があります。



## 家畜防疫互助事業の内容に関するお問い合わせ先

家畜防疫互助事業の詳しい内容、ご不明な点については、  
お近くの都道府県畜産協会等にお問い合わせください。

協会等名	電話番号	協会等名	電話番号
(公社) 北海道家畜畜産物衛生指導協会	011-642-4990	(一社) 滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345
(一社) 青森県畜産協会	017-722-4331	(公社) 京都府家畜畜産物衛生指導協会	075-316-4683
(一社) 岩手県畜産協会	019-694-1272	(一社) 大阪府畜産会	06-6941-1351
(一社) 宮城県畜産協会	022-298-8472	(公社) 兵庫県畜産協会	078-381-9356
(公社) 秋田県農業公社	018-893-6213	(一社) 奈良県畜産会	0744-29-4004
(公社) 山形県畜産協会	023-665-1157	(公社) 畜産協会わかやま	073-426-8133
(公社) 福島県畜産振興協会	024-573-0515	(公社) 鳥取県畜産推進機構	0857-32-8113
(公社) 茨城県畜産協会	029-225-6697	(公社) 島根県畜産振興協会	0852-24-8219
(公社) 栃木県畜産協会	028-664-3633	(一社) 岡山県畜産協会	086-232-8442
(公社) 群馬県畜産協会	027-220-2371	(一社) 広島県畜産協会	082-962-1873
(一社) 埼玉県畜産会	048-536-5281	(公社) 山口県畜産振興協会	083-973-2725
(公社) 千葉県畜産協会	043-241-1738	(公社) 徳島県畜産協会	088-634-2680
(一社) 神奈川県畜産会	045-761-4191	(公社) 香川県畜産協会	087-825-0284
(公社) 新潟県畜産協会	025-234-6783	(公社) 愛媛県畜産協会	089-948-5885
(公社) 富山県畜産振興協会	076-451-0117	(一社) 高知県肉用子牛価格安定基金協会	088-892-4835
(公社) 石川県畜産協会	076-287-3635	(公社) 福岡県畜産協会	092-641-8714
(一社) 福井県畜産協会	0776-27-8228	(公社) 佐賀県畜産協会	0952-24-7121
(公社) 山梨県畜産協会	055-222-4004	(一社) 長崎県畜産協会	095-843-8825
(一社) 長野県畜産会	026-228-8809	(公社) 熊本県畜産協会	096-369-7745
(一社) 岐阜県畜産協会	058-273-9200	(公社) 大分県畜産協会	097-545-6595
(公社) 静岡県畜産協会	054-253-3218	(公社) 宮崎県畜産協会	0985-41-9301
(公社) 愛知県畜産協会	052-951-7477	(公社) 鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	099-258-6618
(一社) 三重県畜産協会	059-213-7511	(公財) 沖縄県畜産振興公社	098-855-1129

公益社団法人 中央畜産会  
資金・経営対策部

〒101-0021  
東京都千代田区外神田 2-16-2 (第 2DIC ビル 9 階)  
TEL 03-6206-0833 FAX 03-5289-0890  
E-mail : shikin@sec.lin.gr.jp  
HP アドレス : <http://jlia.lin.gr.jp/>